四 日 市 市 多文化共生推進プラン

令和4年3月

四日市市 市民文化部 市民生活課 多文化共生推進室

目 次

第1章	多文化共	生推進プラン策定の趣旨		
	2. 多文化共	·—·		2
第2章	本市にお	ける外国人市民の現状		
		2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
第3章	多文化共名	生の基本的な考え方		
		おける多文化共生にかかる課題 家と基本の柱 共生の推進		6 10 11
第4章	多文化共生	生に向けた取り組み		
	基本の柱 I 基本の柱 II 基本の柱 II 基本の柱 IV	多文化共生の地域づくり 円滑なコミュニケーションづくり ともに暮らしやすい生活環境づくり 共生推進のための体制づくり)	13 16 18 23

第1章 多文化共生推進プラン策定の趣旨

1. 多文化共生推進プラン策定の経緯

平成2年(1990年)の出入国管理及び難民認定法(以下、入管法という)改正に伴い、本市を含む東海地方や北関東など、製造業が盛んな地域において、主にブラジルを中心とする南米から、就労を目的として入国する外国人の数が急速に増加しました。

その後、リーマンショックに伴う雇用状況の悪化や、東日本大震災の影響などにより、帰国する人も多かったことから、外国人市民の数は一時的に減少しましたが、少子高齢化やグローバル化の進展などを背景に平成27年以降は再び増加基調となっています。令和3年(2021年)3月末現在、四日市市民の約30人に1人は外国人であり、本市は全国的に見ても外国人市民が多く居住する都市となっています。

外国人市民の増加に伴い、日常生活・教育・就労など様々な状況において課題が出てきており、外国人を一時的な滞在者としてではなく、生活者・地域住民として認識する視点が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、本市では、国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての市民が 共生するための都市目標と施策方針を明らかにするため、平成16年(2004年)3月に「四日 市市国際共生推進プラン」を策定し、市民レベルでの取組の推進に努めてきました。

その後、多文化共生社会づくりをより強力に推進するため、本市における実情を踏まえて、 平成22年(2010年)5月に「四日市市国際共生推進プラン」を改正し、新たに「四日市市多 文化共生推進プラン」(以下、「プラン」という)を策定、平成28年(2016年)12月には、 外国人を取り巻く状況の変化等を踏まえたプランの見直しを行い、多文化共生の推進に取り 組んできました。

前回のプラン見直しから5年以上が経過し、外国人市民を取り巻く状況がさらに変化しているほか、本市の多文化共生に関する取組についても充実を図る必要があることから、あらためてプランの見直しを行います。

【見直しのポイント】

- ① 外国人市民の居住地域の分散化が進んでいることから「多文化共生モデル地区」の考え方について見直し、モデル地区に重点を置いた取組の推進から、モデル地区における成果を踏まえた、全市的な多文化共生の取組の推進へと見直しました。
- ② 外国人市民の状況や外国人市民を取り巻く環境は変化していますが、多文化共生の地域づくりに向けた基本的な考え方については、継続した取組が必要であることから、現行の推進プランにおける基本理念と4つの基本の柱の考え方については踏襲しました。

2. 多文化共生推進プランの位置づけ

「四日市市多文化共生推進プラン」は、本市のまちづくりにおける基本理念である「市民憲章」および「都市宣言」を尊重しながら、「総合計画」を上位計画として策定します。このプランにより、個別の計画・位置付け・基本的な考え方などを示すとともに、市民の声を反映し関係機関と連携した取組を体系化して実施していきます。

3. 多文化共生推進プランの計画期間

プランの計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5か年とします。ただし、計画期間内であっても、他の計画との整合性や国の動向、社会情勢が大幅に変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。

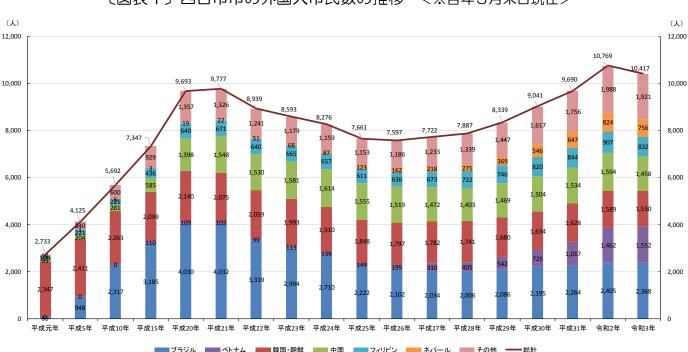
第2章 本市における外国人市民の現状

1. 外国人市民の人数は増加基調が持続

本市においては、令和 3 年 (2021 年) 3 月末現在、10,417 人 (65 カ国) の外国人市民が暮らしており、そのうちの約 23%がブラジル国籍 (2,368 人)、次いでベトナム (1,552 人)、韓国・朝鮮 (1,530 人)、中国 (1,458 人)、フィリピン (832 人)、ネパール (756 人) の順になっています。 [図表 1] また、市内の総人口に占める外国人市民の比率を見ると、全国平均の約 2.2%に対し、本市は約 3.4%となっています。

本市における外国人市民のこれまでの推移をみると、平成2年(1990年)の入管法の改正により、日系人の2・3世とその家族は、就労等に制限のない「定住者」等の在留資格により、日本への入国が容易になりました。その結果、平成元年(1989年)3月末に2,733人だった本市の外国人市民は、平成21年(2009年)3月末現在には9,777人と、日系人、特にブラジル国籍の外国人市民を中心に急増しました。その後、平成20年(2008年)9月のリーマンショックに伴う深刻な雇用危機や、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災の影響などにより、外国人市民の人数は減少に転じたものの、平成27年(2015年)以降、再び増加基調となっています。

近年の特徴として、技能実習生を中心とするベトナムや留学生を中心とするネパールからの外国人市民の増加が著しいことが挙げられます。平成28年(2016年)3月末時点から令和3年(2021年)3月末時点までの外国人市民の増加率を国籍別にみると、ベトナムが約3.8倍、ネパールが約2.8倍と大きく伸びています。



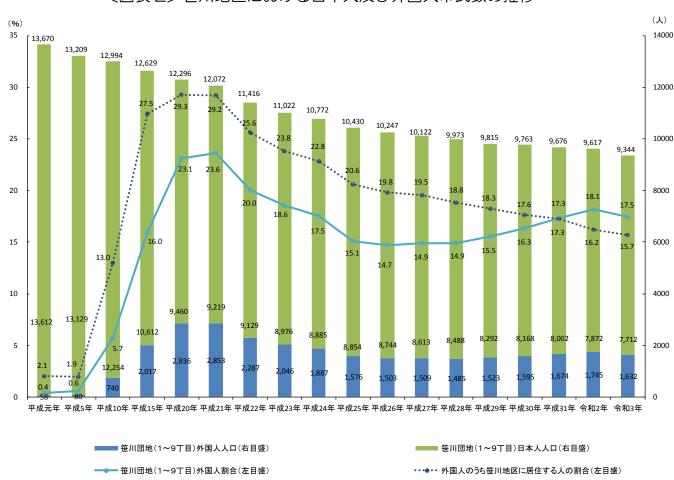
〔図表1〕四日市市の外国人市民数の推移 <※各年3月末日現在>

2. 外国人市民の居住地域の分散化

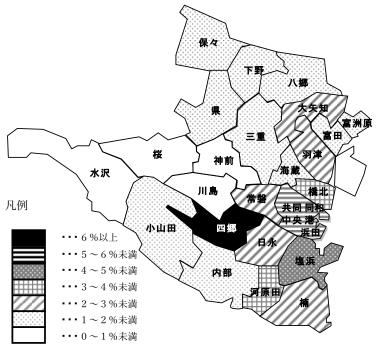
本市の特徴として、外国人市民のうち 15%超に当たる約 1,600 人が、四郷地区内の笹川地区*に集住していることが挙げられます。笹川地区における外国人市民の推移をみると、平成 21 年 (2009 年) 3 月をピークに減少し、平成 25 年 (2013 年) 以降は横ばいもしくは微増となっているものの、日本人も含めた地域全体の人口が減少しているため、人口に占める外国人市民の比率は年々上昇しています。もっとも、本市の外国人市民のうち、笹川地区に居住する人の割合の推移をみると、平成 20 年 (2008 年) 3 月の 29.3%をピークに低下基調にあり、外国人市民の居住地域が分散していることがうかがえます。[図表 2]令和 3 年 (2021 年) における地区別の人口に占める外国人市民の割合をみても、全ての地区で平成 28 年 (2016 年) と比較して増加しています。「図表 3]

※笹川(1丁目~9丁目)は四郷地区に属する地域のことで、笹川地区、笹川団地もしくは笹川と呼ばれていますが、本プランでは笹川地区と記載します。

〔図表 2〕 笹川地区における日本人及び外国人市民数の推移

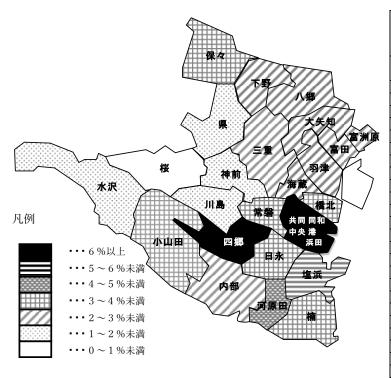


〔図表3〕地区別外国人市民の分布



	平成28年(3月末)		
地区名	外国人人口	地区人口	地区人口に占める割合
共同·同和·中央· 港·浜田	1,163	23,694	4.9%
富洲原	157	8,810	1.8%
富田	196	12,209	1.6%
羽津	368	17,668	2.1%
常磐	717	28,114	2.6%
日永	405	18,265	2.2%
四郷	1,779	23,800	7.5%
(笹川)	1,485	9,973	14.9%
内部	287	17,834	1.6%
塩浜	271	6,390	4.2%
小山田	86	4,619	1.9%
川島	78	12,246	0.6%
神前	51	6,794	0.8%
桜	115	15,294	0.8%
三重	385	22,849	1.7%
県	66	6,674	1.0%
八郷	170	12,707	1.3%
下野	140	8,680	1.6%
大矢知	449	20,149	2.2%
河原田	190	4,816	3.9%
水沢	12	3,253	0.4%
保々	101	7,128	1.4%
海蔵	263	13,697	1.9%
橋北	179	5,535	3.2%
楠	259	10,890	2.4%
計	7,887	312,115	2.5%





	令和3年(3月末)		
地区名	外国人人口	地区人口	地区人口に占める割合
共同·同和·中央· 港·浜田	1,494	23,922	6.2%
富洲原	203	8,561	2.4%
富田	314	12,530	2.5%
羽津	399	18,022	2.2%
常磐	1,014	28,463	3.6%
日永	607	18,766	3.2%
四郷	2,124	23,194	9.2%
(笹川)	1,632	9,344	17.5%
内部	385	18,319	2.1%
塩浜	304	6,082	5.0%
小山田	130	4,349	3.0%
川島	133	11,777	1.1%
神前	100	6,712	1.5%
桜	121	14,529	0.8%
三重	481	22,686	2.1%
県	108	6,455	1.7%
八郷	254	12,638	2.0%
下野	256	8,693	2.9%
大矢知	555	20,869	2.7%
河原田	217	4,826	4.5%
水沢	33	2,990	1.1%
保々	243	6,761	3.6%
海蔵	329	13,646	2.4%
橋北	201	5,334	3.8%
楠	412	10,486	3.9%
11	10,417	310,610	3.4%

第3章 多文化共生の基本的な考え方

1. 多文化共生とは

本市では、国籍や民族、文化のちがいを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、尊重し合って、四日市市民として共に支え合って暮らせる社会を実現することを、 多文化共生の基本理念として掲げています。

ここでいう文化とは、広義のもので、人の生活に関わるものすべてを意味し、人の日々の生活や人とのふれあいの中から生まれる有形・無形のものであり、社会で共有している行動様式や価値観等をはじめ、芸術や学術から生活文化、宗教にいたるまで、非常に広範囲に及ぶものです。

多文化共生の社会づくりは、市民一人ひとりが自らの個性と能力を十分に発揮でき、自 分らしく生き生きと暮らしていける社会の実現につながります。

少子高齢化が進む中で、外国人市民は、地域社会においても重要な役割を担うべき存在 となってきています。外国人市民を単に一時的な滞在者や労働者として見るのではなく、 日本人市民と対等な地域社会の構成員であるという意識を全ての市民や企業等が共有す ることが必要です。

外国人市民が、日本人市民と同様に、日本の法律を遵守し、納税など同じ市民としての 義務を果たすことと、生活全般にわたる行政サービスの利用ができることを基本とし、対 等な地域社会の構成員としてともに地域社会を支えあっていくために、多文化共生への課 題解決に向けた取組を進めていく必要があります。

2. 本市における多文化共生にかかる課題

(1) 多言語対応の充実強化

本市における外国人市民は年々増加しており、近年は技能実習生を中心とするベトナム、留学生を中心とするネパールからの外国人市民の増加が顕著です。また、現在、国では在留資格「特定技能2号」について、対象業種を従来の2分野から拡大する方向で制度改正を検討しており、これにより、今後、特定技能の在留資格を持つ外国人市民やその家族のより一層の増加が見込まれます。

本市では、外国人市民に対し、行政やその他生活上必要なサービス等の情報を提供し、 適正にサービスが受けられるよう、通訳職員の配置、各種通知や手続き書類の翻訳等の 多言語対応に取り組んでいますが、南米諸国からの外国人市民を対象としたポルトガル 語・スペイン語による対応がほとんどであり、近年の増加が著しいベトナムをはじめと するアジア諸国からの外国人市民への対応の充実強化を図る必要があります。

(2) 外国人市民の居住地域の分散化への対応

近年、外国人市民の居住地域は分散化する傾向にあり、従来、多文化共生モデル地区として位置づけていた笹川地区だけでなく、全市的に外国人市民が増加しています。そこで、これまで重点的に施策を展開してきたモデル地区での取組を参考に、他の地域でも多文化共生の取組の充実強化を図る必要があります。

なお、笹川地区においては、ブラジルやペルー、ボリビアなど日系人を中心とする南 米出身の外国人市民が9割弱を占めているという特徴があり、他の地域で多文化共生の 取組を進めていくうえで、笹川地区とは外国人市民の構成が異なることに留意する必要 があります。

(3) 日本語学習環境の充実強化

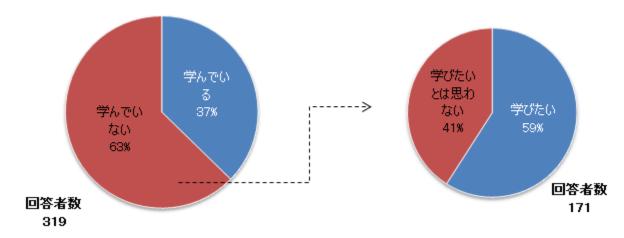
令和元年6月、「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体は、 国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める こととされました。

また、令和3年3月に実施した多文化共生に関する市民意識調査(以下、「市民アンケート」という。)では、現在は日本語を学んでいない外国人市民のうち、約6割が「日本語を学びたい」と回答しており、現在学んでいない理由として「忙しくて日本語を学ぶ時間がないから」との回答が多く、新たな日本語教室の開設や企業における日本語学習支援の取組の推進など、外国人市民の日本語学習環境の充実強化を図る必要があります。「図表4]

また、外国人市民の日本語習得の状況や日本語学習ニーズも様々であることから、国籍や在留資格等を考慮した日本語学習環境の提供や周知啓発を図る必要があります。

〔図表4〕日本語の学習状況

問1:あなたは、現在、日本語を学んでいますか。 問2:あなたは日本語を学びたいですか。



(1)日本語を十分理解できるので、 学ぶ必要がない 45% (2)忙しくて日本語を学ぶ時間がないから 16% 20% 30% 40% 50%

問3:あなたが、現在、日本語を学んでいない理由を教えてください。

(4) 多文化共生に関する理解促進

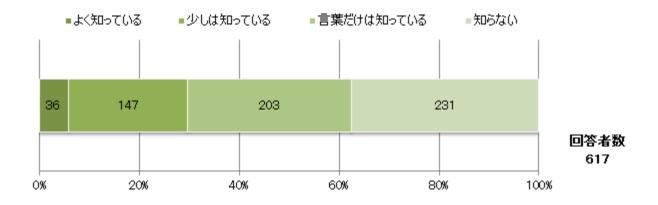
市民アンケートでは、「多文化共生」という言葉・考え方について、「よく知っている」 または「少しは知っている」と回答した日本人市民の割合は3割にとどまりました。[図表 5]

また、外国人市民と日本人市民との交流について、外国人市民の約9割が「日本人とのつきあいを増やしたい」と回答しているのに対し、日本人市民で「外国人市民とのつきあいを増やしたい」と回答したのは4割強にとどまりました。[図表6]

多文化共生を進めていくうえでは、外国人市民が日本語や日本の文化・マナー等について理解を深めるだけではなく、日本人市民も多文化共生に関する理解を深める必要があります。そのため、様々な機会を通じて、多文化共生について啓発を行うとともに、外国人市民に対し、自治会加入や地域活動への参画を促し、地域における日本人市民と外国人市民との交流機会を提供し、お互いに「顔の見える関係づくり」を構築していく必要があります。

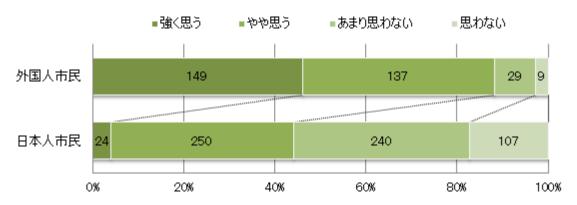
〔図表5〕多文化共生の認知度(日本人向け)

問4:「多文化共生」という言葉・考え方について、どの程度ご存じですか。



〔図表6〕外国人市民と日本人市民との交流について(日本人向け)

問5:今後、日本人市民(外国人市民)とのつきあいを増やしたいと思いますか。



3. 基本理念と基本の柱

本市では、以下の基本理念のもと、多文化共生を進める上での4つの「基本の柱」を明確にし、今後の各種取組につなげていきます。

【基本理念】

国籍や民族、文化のちがいを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、 尊重し合って四日市市民として共に支え合って暮らせる社会を実現する。

【基本の柱】 〔目指す取組の方向〕 (1) 多文化共生の意識づくり (2)ともに地域社会づくりに参画する I 多文化共生の地域づくり (3) 多様性を活かした地域の新たな魅力づくり (1)いつでも情報が手に入る、気軽に相談できる (多言語での情報提供と相談体制の充実) Ⅱ 円滑な コミュニケーションづくり (2)日本のことを知る、日本語を聞く・書く・話す (日本語学習と日本の社会・文化に対する理解の促進) (1)子どもたちの未来のために(子育て・教育) (2)安心して働くために(雇用・労働) Ⅲ ともに暮らしやすい (3)安心して生活するために 生活環境づくり (医療・保健・保険・年金・福祉・居住等) (4) もしものときに備えて (防災・防犯・生活安全・感染症対策等) (1)多文化共生推進のための体制づくり Ⅳ 共生推進のための 体制づくり (2) 多文化共生の拠点づくり

4. 多文化共生の推進

(1) 市民の役割

多文化共生の中心的な役割を担うのは市民です。地域に住む市民同士が互いに話し合い、 理解し合っていくことが多文化共生社会の実現に向けた一歩となります。

地域社会等において、日本人市民と外国人市民が、法律や生活上のルール等を守りながら、個々の持つ国籍や民族、文化や生活習慣など、それぞれの違いを認め合い、尊重し合っていくことが必要です。

(2) 市の役割

市は、前頁に掲げた基本理念と、4つの基本の柱に基づき、多文化共生社会の実現に向けて、次のような観点から様々な事業や支援を行います。

- ① 市民が互いの文化や多文化共生への理解を深め、ともに対等な構成員として参画する 地域づくりの促進
- ② 外国人市民に対するやさしい日本語や多言語による情報の提供、日本語習得の支援や日本の社会・文化への理解の促進
- ③ 外国人市民に対する円滑な行政サービスの提供
- ④ 多文化共生を推進するための体制づくり

など

(3) 自治会・ボランティア・NPO・企業等との連携

多文化共生の推進のためには、地域において市民に最も身近な存在である自治会、日本語学習の支援を行っているボランティア団体、多文化共生についてのノウハウを持っているNPO、外国人市民が就労している企業など、様々な主体が、行政や各種関係機関とともに積極的に連携・協働・意見交換を図っていくことが必要です。

なお、多文化共生モデル地区として位置づけていた笹川地区においては、行政、地域、ボランティアなど、様々な主体が連携して多文化共生に取り組んでいます。他の地域でも多文化共生の取組を推進していくにあたっては、このような連携体制の構築が重要となります。

多様な担い手が、互いの考えや知識を持ち寄り、協力し合うことで、多文化共生への理解も深まり、様々な取組につながっていきます。

5. 取組目標について

(1) 取組目標の設定

多文化共生の取組を推進するにあたり、目指す目標として、基本の柱 I からⅢについて、取組目標を定めました。

(2)目標指標の説明

基本の柱	項目	基準値	目標値	指標説明
I 多文化共生の地域づくり	市民アンケート(日本人市民 向け)において、「多文化共 生」という言葉・考え方につ いて「よく知っている」また は「少しは知っている」と回 答した人の割合	28.7% (令和 2 年度市民 意識調 查)	50.0% (令和7 年度市民 意識調 查)	多文化共生を進めていくうえでは、外国人市民が日本語や日本の文化・マナー等について理解を深めるだけでなく、日本人市民も多文化共生に関する理解を深める必要があることから、市民アンケートにおいて、「多文化共生」という言葉について、「よく知っている」または「少しは知っている」と回答した人の割合を目標としました。目標値については、市民の半数に多文化共生の考え方を理解してもらうため、50%を目標としました。
	市民アンケート(外国人市民向け)において、お祭り、清掃活動や防災訓練など地域の行事に参加している人(「参加している」または「たまに参加している」と回答した人)の割合	50.4% (令和 2 年度市民 意識調 査)	60.0% (令和7 年度市民 意識調 査)	多文化共生を進めていくうえでは、多くの外国人市民が地域活動に参加し、日本人市民と交流することが重要であることから、市民アンケートにおいて、地域の行事に「参加している」または「たまに参加している」と回答した人の割合を目標としました。目標値については、令和2年度のアンケート結果が50.4%であることから、これを上回るよう60.0%としました。
ロ 円滑なコミュニケーションづくり	外国人従業員の日本語学習に対して、支援を行っている事業所の割合	32.3%(令年) 19.30年度日本調查)	40.0% (令用 7 年度調査方 法未定)	多文化共生を進めていくうえでは、外国人市民が日本語を習得することが不可欠であり、企業における日本語学習の取組を推進するため、外国人従業員の日本語学習に対して、支援を行った。目標値については、令和2年度において、日常会話した三重県で実施した日本語教育調査において、日常会話して、「事業所において、日常会話しれるでらいいますか。」と「半数ぐらいいる」または「半数ぐらいいる」と回答した事業所が4割弱あるため、これらの事業所で外国人組んでもらうため、目標値を40.0%としました。
日 ともに暮らしやすい	市民アンケート(外国人市民 向け)において、今後も四日 市市に住み続けたいと回答 した人の割合	76.4% (令和 2 年度市民 意識調 查)	80.0% (令和7 年度市民 意識調 查)	基本の柱皿の「ともに暮らしやすい生活環境づくり」では、今後も四日市市に住み続けたいと考える外国人市民の割合を目標としました。将来の帰国を前提とした外国人市民もいるため、令和2年度の市民アンケートの結果を少し上回る80.0%を目標値としました。

第4章 多文化共生に向けた取り組み

基本の柱 I 多文化共生の地域づくり

多文化共生の意識づくりや、外国人市民も日本人市民とともに参画する地域づくりを促進します。

【取組目標】

項目	基準値	目標値
市民アンケート(日本人市民向け)において、「多文		
化共生」という言葉・考え方について、「よく知って	28. 7%	50.0%
いる」または「少しは知っている」と回答した人の	20. 1/0	50.0%
割合		
市民アンケート(外国人市民向け)において、お祭		
り、清掃活動や防災訓練など地域の行事に参加して	50. 4%	60.0%
いる人(「参加している」または「たまに参加してい	30. 4%	00.0%
る」と回答した人)の割合		

I-(1) 多文化共生の意識づくり

☆市民の人権尊重の意識づくりを図る

国籍や民族の違いによらず、全ての市民の人権が尊重されることが、暮らしやすい社会の実現につながります。外国人市民に対する差別や偏見は、なくしていかなければいけません。

☆文化の多様性を尊重し、共生への理解を促進する

多文化共生の推進のためには、日本人市民と外国人市民が互いの違いを理解し合い、同じ地域社会の一員として対等な関係を築くという意識を持つことが必要です。多様性への配慮や対応が、一人ひとり異なる状況や考え方を持つ全ての市民が満足できるまちづくりにつながります。

☆住民同士の顔が見える関係づくりを図る

多文化共生の地域づくりのためには、日本人市民と外国人市民が同じ地域の住民として、あいさつや、様々な地域行事などに共に参画すること等を通じて、普段からお互いに「顔の見える関係」を築いていくことが大切です。多様な文化的背景を持つ外国人市民との「顔の見える関係」づくりは、地域社会の活性化にもつながります。

主な取組

多文化共生講演会の開催等を通じて、多文化共生についての啓発を行います。

市内各所で行われている日本語教室は、市民がボランティアとして参画することで、単に外国人市民が日本語を学習するだけでなく、日本人市民と外国人市民が互いに顔の見える関係を構築する交流の場ともなっています。

さらに、日本人市民に外国の文化等に触れる機会を提供するための外国語講座や、 日本人市民と外国人市民がお互いの文化等を理解するための国際理解講座・日本文化 理解講座等を開催し、互いの交流や親睦を深める機会を提供します。

また、地域が主催する交流事業に外国人市民の参加を促したり、外国人コミュニティ等とも連携して多文化共生に関するイベントを開催するなど、地域における日本人市民と外国人市民との交流機会を提供し、お互いに「顔の見える関係」づくりに努めます。

I-(2) ともに地域づくりに参画する

☆多文化共生を進める人材の発掘・育成を行う

多文化共生の中心的な役割を担うのは市民です。日本語学習支援や、多文化共生事業等にかかわるボランティアは、地域での共生を進める上で外国人市民と日本人市民をつなぐ重要な役割を担うサポーターでもあることから、海外在住経験等のある人なども含め、幅広く市民ボランティアの育成・支援を行っていきます。

また、外国人市民の中から、将来の地域活動の核となる人材を発掘し、育成していきます。

☆外国人市民も自立して地域社会の一員として活躍できる環境づくりを進める

同じ地域に暮らす生活者として、外国人市民も日本人市民と同様に様々な地域活動に参画し、地域社会の担い手として活躍することが望まれます。

自治会は、地域づくりの核ともいえる重要な役割を果たしています。しかしながら 外国人市民の中には、母国に類似の組織がないなど、自治会そのものになじみがない 人も多いのが現状です。このため、外国人市民に対して、自治会の活動内容や重要性 についての啓発を進める等、地域において、日本人市民と外国人市民がともに地域活 動に参画し、全ての市民が能力を十分に発揮できるような環境づくりを図っていきま す。

☆外国人市民の意見を市政に反映できる仕組みを作る

外国人市民が参加する懇談会等の開催や、外国人コミュニティとの意見交換・情報 共有など、外国人市民から直接、意見を聞く機会を充実させ、様々な取組に反映でき るような仕組みづくりを進めます。

主な取組

多文化共生を進める人材の育成については、市民ボランティア相互の交流と情報共有を進めるため、市内各所で行われているボランティアによる日本語教室のネットワーク会議を定期的に開催し、教室間の意見交換や情報共有等の機会の充実を図っていきます。また、海外在住経験等がある日本人市民や、日本語や日本の社会・文化に通じている外国人市民等、複数の言語や文化に理解を持つ市民に、日本語学習の支援や多文化共生に関する講座等に協力してもらうなど、新たなボランティアの発掘と活躍の場の提供に努めていきます。

外国人市民の地域活動等への参画機会を増やすためには、効果的に情報を伝える必要があることから、市役所本庁舎1階で実施している外国人市民向け生活オリエンテーション等において、情報提供や、地域活動の必要性等についてのさらなる啓発等を行っていきます。

また、自治会等と連携した各戸訪問により外国人市民の自治会加入や地域活動への 参画等を働きかけるとともに、外国人市民を雇用する企業に対しても、外国人従業員 等の自治会加入や地域活動への参画について、協力を働きかけていきます。

外国人市民の意見を直接聞く場としては、引き続き多文化共生推進市民懇談会等を開催し、多文化共生を進める上での課題や取組について、外国人市民の参加も得て、意見交換等を行うほか、様々な機会を捉えて、外国人コミュニティ等と積極的に意見交換や情報共有等を図っていきます。

さらに、笹川地区で実施している地域づくりサポーター養成講座等を参考に、他の地区においても、外国人市民のなかで将来の地域づくりの核となる人材の育成に取り組んでいきます。

I-(3) 多様性を活かした地域の新たな魅力づくり

☆多様性を活かした地域の新たな魅力を作る

外国人市民の国際感覚、語学力や知識・技術などを積極的に活用し、地域の活性化や新たな魅力の創出を進めます。また、留学生は、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めていることから、大学等と連携して留学生と地域住民との交流の場を提供していきます。

主な取組

外国人市民が、地域の活性化や新たな魅力の創出に参画するきっかけづくりとして、 大学等と連携して、留学生の自治会加入や地域活動への参画を促すとともに、留学生 と地域住民との交流の場を提供していきます。

基本の柱 I 円滑なコミュニケーションづくり

外国人市民に対し、行政やその他生活上必要なサービスの情報提供や生活相談の対応、 日本の社会や文化の理解促進ならびに日本語学習の支援を行います。

【取組目標】

項目	基準値	目標値
外国人従業員の日本語学習に対して、支援を行って	32. 3%	40.0%
いる事業所の割合	32.3%	40.0%

[※] 令和2年度に三重県が実施した日本語教育実態調査の結果に基づき、基準値を設定。

Ⅱ-(1) いつでも情報が手に入る、気軽に相談できる

(やさしい日本語や多言語による情報提供と相談体制の充実)

☆行政やその他生活上必要なサービスの情報を確実に提供する

日本語が十分理解できない外国人市民が、「言葉の壁」が原因で孤立することを防ぎ、 地域社会で安心して暮らせるよう、生活上必要な情報をやさしい日本語**や多言語により 提供していきます。

☆行政窓口や相談窓口での通訳・翻訳対応を行う

市役所の窓口等において、外国人市民に対しても日本人市民と同じように行政情報や 行政サービスを確実に提供するために、通訳・翻訳職員やテレビ電話通訳サービス用の 端末等を適切に配置していきます。

☆外国人市民のための相談窓口を提供する

外国人市民には、日本で生活していく上で、言葉や制度、文化の違いなど、様々な壁が存在します。外国人市民が安心して暮らせるように、困りごとを気軽に相談できる窓口を提供します。

☆ | C T や A | 等の技術を活用する

多言語翻訳アプリなどのICTやAIを積極的に活用することで、外国人市民が、簡単に必要な情報を得られるような環境づくりを図っていきます。

主な取組

多言語等による情報の提供については、外国人市民向け生活オリエンテーションに

おける、主にポルトガル語での行政サービスに関する情報提供等のほか、市ホームページの多言語化、アプリ等を活用した広報よっかいちの多言語対応等を行っていきます。

行政窓口における通訳・翻訳対応においては、市役所本庁舎に通訳職員やテレビ電話通訳サービス用の端末を配置し、市役所窓口における通訳や、手続き書類・通知などの翻訳について対応します。通訳にあたっては、本市が策定した「通訳のガイドライン」に基づいて、外国人市民に対し適正な範囲の通訳を行うよう、通訳職員等研修を定期的に実施し、通訳者としての役割と責務を身につける取り組みを進めていきます。

一方で、本市内に在住する外国人市民の言語・国籍は多岐にわたり、通訳が対応できないケースもあることから、職員がやさしい日本語を用いて、通訳を介さずに外国人市民とコミュニケーションが図れるよう、窓口職員等を対象に、やさしい日本語の研修を行うほか、地域等においても、日本人市民と外国人市民のコミュニケーションを活性化するため、やさしい日本語の普及を図っていきます。

また、地区市民センターにおいては、生活相談員の配置やタブレット端末によるテレビ電話通訳サービスにより、外国人市民からの生活相談に対応していくほか、センターだよりなど外国人市民にも配慮した地区広報の発行を行っていきます。

外国人市民のための相談窓口については、四日市国際交流センターにおいて、職員が外国人市民の生活相談に応じるほか、行政書士による無料行政相談を定期的に実施し、在留資格の変更や更新、婚姻や離婚、帰化申請等に関する相談に応じます。さらに、配偶者等からの暴力(DV)など、緊急性の高い相談を必要とする外国人市民に対しては、適正に相談が受けられるよう、生活オリエンテーションや多文化共生サロン、外国人コミュニティ等において、男女共同参画センターや児童相談所等、専門の相談窓口の周知に努めていきます。

こうした相談対応や情報提供においては、ICT機器などの活用による利便性の向上に努めるほか、SNS等を活用することでタイムリーな情報伝達を図っていきます。

※やさしい日本語とは、一つの文を短くしたり、日常生活の中でよく使う身近な表現に置き換えるなど、誰にでも分かりやすいように配慮した、平易な日本語のことです。

Ⅱ - (2) 日本のことを知る、日本語を聞く・書く・話す

(日本語学習と日本の社会・文化に対する理解の促進)

☆外国人市民に対する日本語学習の意識づけや日本語学習機会の提供を行う

外国人市民が日本において自立して生活していくためには、日本語を習得することが 不可欠です。また、外国人市民が日本語を習得することは、居住している地域等におい て日本人市民とコミュニケーションをする際にも非常に重要です。外国人市民と日本人 市民が相互の理解を深め、地域で安心して暮らしていくために、外国人市民の日本語習得を支援します。

また、企業内における外国人従業員やその家族等を対象とした日本語学習支援の取組みを推進するため、外国人雇用企業向けの講演会の開催による意識啓発や企業内モデル日本語教室を開催するなどの支援を行っていきます。

☆外国人市民の日本の社会・文化についての理解を促進する

外国人市民が、日本人市民と対等な地域社会の構成員としてともに生活していくためには、日本語の習得に加え、日本の社会や文化、生活習慣などを十分に理解することが必要であることから、日本社会のルールや文化等についての外国人市民の理解を促進していきます。

☆日本語の学習等を通じて日本人市民と外国人市民の相互理解や交流を深める

外国人市民にとって、地域で開かれている日本語教室は、仕事以外で日本社会とつながる重要な接点の一つです。日本語教室を、日本語の学習のみにとどまらず、日本人市民と外国人市民が「顔の見える関係」を築き、相互理解や交流の場としていくよう、より一層取り組んでいきます。

主な取組

外国人市民の日本語習得の促進については、多文化共生サロンにおいて多文化共生 教室、四日市国際交流センターにおいて日本語サークルを実施するほか、市民ボラン ティアによる日本語教室に対して、教材や活動場所の提供等の支援を行います。また、 日本語学習ボランティアネットワーク会議や日本語ボランティア研修等を定期的に開 催し、学習者のレベルに応じた適切な日本語学習支援の充実を図っていきます。

外国人市民の日本の社会・文化についての理解促進については、外国人市民向け生活オリエンテーションや多文化共生サロンにおいて、日本語習得の必要性や日本における生活上のルール等についてより一層の啓発を進めていくほか、四日市国際交流センター等において、日本文化理解講座等を開催していきます。

日本語学習を通じた日本人市民と外国人市民の交流促進については、市内の日本語 教室等による交流会や合同学習発表会を開催することで、日本語学習者やボランティ ア間の幅広い交流の場を提供していきます。

基本の柱 Ⅲ ともに暮らしやすい生活環境づくり

子育て、教育、労働、医療、保健、保険、年金、福祉、居住等の制度の周知と円滑な行政 サービス等の提供とともに、防災等への意識の向上を図ります。

【取組目標】

 			
項目	基準値	目標値	
市民アンケート(外国人市民向け)において、今			
後も四日市市に住み続けたいと回答した人の割	76. 4%	80.0%	
合			

Ⅲ-(1) 子どもたちの未来のために(子育て・教育)

☆乳幼児期の子どもたちへの支援

乳幼児期の、外国にルーツを持つ子どもたち^{※1} にとって、日本語や日本の文化・習慣に触れる機会は非常に大切です。保育園・幼稚園・こども園において、外国にルーツを持つ子どもたちや保護者が、日本語や日本の生活習慣、教育システム等を習得できるよう、取組を進めます。

☆就学等に関する支援

国籍を問わず、全ての子どもたちには、健やかに将来に希望を持って育つことができる環境が必要です。本市では、外国籍の子どもたち^{※2}が、市立の小中学校において、日本人の子どもたちと同一の教育を受ける機会を保障しています。

外国籍の子どもや保護者の就学意識を高め、子どもたちや保護者が、教育の重要性や 日本の教育制度などについて理解を深めることができるよう、取組を進めます。

一方で、市内には、各種学校として認可されている外国人学校があり、母語に基づく 教育を受けるために通学している子どももいることから、本市では、子どもたちの教育 環境の向上のための支援などを行っています。これらの学校では日本の学校および地域 との交流も行われており、地域社会における多文化共生の推進に寄与しています。

☆学校における日本語・教科等の学習と、キャリア形成に関する支援

外国にルーツを持つ子どもたちが、将来、日本社会で安定した就労等を得て、社会的・経済的に自立した市民として定住していくためには、日本社会でのキャリア形成が重要です。そのために、義務教育終了後、上級学校等に進学し、学び続けることができるよう、小中学校において、日本語と、教科の学習支援の取組等を行うとともに、早い時期から目標を持って学校生活を送れるよう、進学や将来の職業について、情報提供等の取組を進めます。

☆放課後の学びや居場所づくりに関する支援

放課後、日本語の指導が必要な子ども等を対象に、日本語学習や、学習習慣を身に付けるための支援を行うとともに、日本の社会・文化への理解を促進し、日本人の子どもたちと外国にルーツを持つ子どもたちが互いに交流し、ふれあうことができる多文化共

生の場を提供していきます。

☆宗教や文化的背景が異なる子どもたちへの配慮

本市には 60 ヵ国を超える外国人市民が暮らし、その宗教や文化的背景も様々であり、 生活習慣も異なることから、宗教や文化的背景が異なる子どもたちへの配慮が求められ ます。そのため、保育園給食におけるハラール対応など、保護者と連携しながら、宗教や 文化的背景が異なる子どもたちが安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

※1 外国にルーツを持つ子ども=国籍に関わらず、父・母の両方、又はそのどちらかが外国出身である子ども。

※2 外国籍の子ども=日本国籍以外の子ども。

主な取組

乳幼児期の子どもたちについては、外国にルーツを持つ子どもが多い保育園に通訳職員を配置し、通訳や通知文書の翻訳等を行うことで、子どもや保護者とのコミュニケーションの円滑化や、子育てに関する情報提供等の充実に努めます。

外国籍の子どもたちの就学促進については、学校教育課と、市民課やこども保健福祉課などの住民登録や子どもへの手当を担当している部署等が連携して、就学していない児童等を把握し、就学につなげるよう努めていきます。

幼稚園・小中学校においては、適応指導員を配置し、日本語の指導が必要な子どもたちに対して、外国にルーツを持つ子どもたちにとって自らのアイデンティティと言える母語と母文化を尊重しながら、学校生活への適応や日本語の習得、教科学習等をサポートするとともに、外国にルーツを持つ子どもたちや保護者等を対象に、進学ガイダンスやキャリアデザイン講座を開催し、進学や将来の職業についての情報提供等の充実・強化を図っていきます。また、中学校卒業後などに、進学も就労もしていない外国にルーツを持つ青少年については、進学や就職など、個々の相談に応じて、専門的な支援が受けられるよう関係機関と連携した取組を進めていきます。

また、日本語の指導が必要な子どもたちや家庭での学習環境が整わない子どもたちを対象とした子ども教室等の開催を支援し、子どもたちの日本語能力の向上や学習習慣の定着を図っていきます。

宗教や文化的背景が異なる子どもたちに配慮し、食材の除去や代替調味料の使用など、保育園給食におけるハラール対応を行うとともに、幼稚園や小中学校等においても、給食で使用する食材についての情報提供を行うなど、保護者と連携しながら、宗教や文化的背景の違いを尊重した給食対応を行います。また、外国の衣食住や生活習慣について学習したり、外国の遊びや踊りなどを体験したりすることなどにより、日本文化と外国文化の違いに対する子どもたちの理解を深めます。

Ⅲ-(2) 安心して働くために(雇用・労働)

☆外国人市民の就労環境に関する支援を行う

外国人市民が、日本人市民と対等な構成員として地域社会に参画していくためには、 生活の安定が必要です。外国人市民が安定した就労等を得られるよう、公共職業安定所 (ハローワーク)をはじめとする関係機関と連携した取組を行うとともに、企業等にお ける外国人従業員等に対する日本語学習支援や、日本の社会・文化の理解促進の取組へ の協力・支援を行います。

また、外国人市民が、地域と世界をつなぐグローバル人材として活躍できる環境づくりに努めます。

☆留学生の地域における就職を促進する

留学生は、高度な専門性や日本語能力を身につけ、地域社会を深く理解することによって、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めている貴重な人材であることから、公共職業安定所や企業、大学等と連携し、企業における外国人材の確保、留学生の地域企業への就職を促進していきます。

主な取組

外国人市民の就労状況等について、四日市公共職業安定所や四日市労働基準監督署、 三重労働局等、関係機関と定期的に情報共有や意見交換を行います。

外国人市民が安定した就労を得るためには日本語の習得が重要であることから、就 労に役立つ日本語教室などを開催します。また、三重県や近隣の市町とも連携し、外 国人市民の就労先である企業等を訪問するなどして、外国人従業員やその家族の日本 語習得の促進等について、企業等のさらなる理解や協力を求めていきます。

さらに、四日市人権啓発企業連絡会*等を通じて、企業に多文化共生に関する講演会等への参加を呼びかけるなど、外国人市民の適正雇用や日本社会への適応促進等について、より広く啓発や働きかけを行っていきます。

また、三重県や大学、企業、商工会議所、公共職業安定所等と連携し、外国人材受入れセミナーや留学生向け就職相談会の開催など、外国人留学生の地域における就職の促進に向けて取り組みます。

※四日市人権啓発企業連絡会

企業の立場から、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、部落差別、障害者差別、外国人 差別、女性差別などあらゆる差別を無くすために、企業が相互に連携して啓発活動に取り組んで います。

Ⅲ-(3) 安心して生活するために

(医療・保健・保険・年金・福祉・居住等)

☆生活にかかわる各種制度等の情報をやさしい日本語や多言語により提供する

外国人市民が安心して生活できるよう、やさしい日本語や多言語により、各種制度の 周知や情報提供等を行います。

☆窓口等において相談内容に応じた適切な対応や手続き等を行う

言葉や制度、文化などの違いが、行政サービス等を提供する上での障壁にならないよう、市役所の各部門の窓口等において、相談内容に応じた適切な対応や手続き等を行います。

☆ I C T や A I 等の技術を活用する(再掲)

多言語翻訳アプリなどのICTやAIを積極的に活用することで、外国人市民が、簡単に必要な情報を得られるような環境づくりを図っていきます。

主な取組

医療や保健、保険、年金、福祉など、生活にかかわる各種制度等について、外国人市民も日本人市民と同様に、行政やその他生活上必要なサービスを適正に受けられるよう、本市からの通知や手続き書類等の多言語化や、窓口における必要に応じた通訳対応等を通じて、相談内容に応じた適切な対応や手続き等を行っていきます。

こうした通知や窓口対応の多言語化においては、ICT機器などの活用により利便性の向上に努めるほか、SNS等を活用することでタイムリーな情報伝達を図っていきます。

また、居住に関しては、外国人市民のほか、障害のある人、高齢者等も含めた民間 賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、三重県や、関係するNPO、不動産仲介事 業者等とともに、本市も参画する三重県居住支援連絡会を通じて、民間賃貸住宅相談 会の開催等に引き続き取り組んでいきます。

<u>Ⅲ-(4) もしものときに備えて</u>

(防災・防犯・生活安全・感染症対策等)

☆外国人市民に対し、防災・防犯・生活安全・感染症対策等に関する取組を行う

いつ起こっても不思議ではないと言われている東海地震や東南海・南海地震などが発生した場合、本市や近隣地域において大きな被害が生じると想定されています。

外国人市民の中には、大規模な地震を経験したことがない人も多いことから、災害時に適切な行動が取れるよう、災害に関する知識等の周知や防災訓練等への参加を促して、 防災意識の向上を図っていきます。 また、災害や感染症等の発生時に外国人市民が必要な情報等を適切に得られるよう、やさしい日本語や多言語による情報提供の仕組みづくり等を進めます。

さらに、地域や警察と連携して、犯罪及び事故の防止に関する外国人市民の意識の向上を図り、防犯活動等への参画を促していくとともに、交通安全の実践のほか、消費者トラブルなど、生活の安全・安心に関わる周知・啓発に取り組んでいきます。

主な取組

外国人市民に、災害に関する知識や共助の大切さ等を学んでもらうために、外国人コミュニティ等と連携・協働して、防災セミナー等を実施するほか、多文化共生コーディネーターによる戸別訪問等を通じて、自治会に加入するなど地域住民と顔の見える関係を築いておくことが災害時の共助に必要であることについて、より一層の啓発に取り組みます。

また、外国人市民が、災害や感染症の発生時に必要な情報を収集できないこと等が原因で孤立することを防ぐために一層の取組が必要であることから、外国語による防災ノート・緊急時の手引き等の配布や、やさしい日本語による防災情報のメール配信を行うなど、多言語等による情報支援の仕組みづくりを行います。

また、災害発生時においては、言葉の問題だけではなく、避難所での食事や礼拝など、宗教や文化的背景が異なる外国人市民への配慮が求められます。そのため、宗教や文化的な背景の違いに対する市民の理解を深めるとともに、外国人市民自らが必要な備蓄を行うことの重要性について啓発を進め、外国人市民が安心して避難生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

一方、防犯や生活安全等については、地域や警察のほか、外国人コミュニティ等とも連携して、出前講座等を開催するなど、防犯意識や交通安全の啓発、生活の安全・安心に関わる周知等に取り組んでいきます。

基本の柱 Ⅳ 共生推進のための体制づくり

多文化共生の推進のために、本市における体制の整備を行い、総合的な取組を進めるとと もに、外国人集住都市会議など関係機関等と連携しながら、全国的な制度の改善などを国等 に働きかけていきます。

Ⅳ-(1) 多文化共生推進のための体制づくり

☆本市における体制の整備と総合的な取組の推進

多文化共生推進のために、本市における体制を整備し、部局横断的な施策の推進や、 市民からの意見聴取等を行うとともに、関係機関等とも連携しながら総合的な取組を進 めていきます。

☆国等に対し制度改善等に向けた働きかけを行う

全国的な制度の改善や、法律の改正等が必要なケース等については、地方自治体の取組だけでは限界があることから、他の自治体等とも連携して、国や県、経済界等に対して積極的に働きかけていきます。

主な取組

本市における多文化共生推進のための部局横断的な取組や、市民からの意見聴取、 関係機関等との意見交換や情報共有などのため、四日市市多文化共生推進本部を中心 に体制を整備し、総合的な取組を行います。

一方、国レベルでの日本語教育プログラムの確立や、自治体・NPO・地域住民・企業等が連携し、相互に補完的な日本語学習支援を行うための制度設計、外国人市民の雇用の安定と職業資格の取得のための支援の充実、在留資格や帰化申請手続きに関することなど、本市の取り組みだけでは十分に対応しきれない全国的な制度の改善等については、本市も含めた、全国の外国人住民が多数居住する自治体等で構成する外国人集住都市会議(平成13年設立)において、外国人住民にかかわる施策や活動状況に関する情報交換や意見交換を行うとともに、国や県、経済界等に対して、提言等を積極的に行っていきます※。

他にも、全国市長会等を通じた要望など、様々な手法により、国等に制度の改善や取組の推進を働きかけていきます。

※外国人集住都市会議における主な提言

【地域における日本語教育の現状と対策について】

- ・日本語学習の動機付けに繋がる具体的な制度や法律の整備。
- ・日本語能力の向上を確実に指導できる人材の育成や、日本語教師に関する資格等の仕組 みづくり、報酬補助などによる処遇の改善。
- ・企業が外国人材に対する日本語教育の重要性を認識するような働きかけの実施。
- ・通訳の雇用に特化した補助金制度の創設などによる、就学前施設の外国籍児童の受入体制の充実。など

【誰ひとり取り残さない共生社会の実現に向けて ~日本語教育体制の充実から~】

- ・外国人との共生社会実現に向けた政策・施策の根拠となる法制度の構築。
- ・地方自治体が担う共生社会実現に向けた施策に必要な、活用自由度の高い恒常的かつ十 分な財政措置。

Ⅳ-(2) 多文化共生の拠点づくり

☆多文化共生サロンにおける取組

住民に身近な場所で多文化共生を推進する拠点施設として、外国人市民が集住する 笹川地区に整備した「四日市市多文化共生サロン(以下、「サロン」という。)」におい て、笹川地区に住む日本人市民と外国人市民との交流や、日本の社会や文化に対する外 国人市民の理解の促進、地域におけるコミュニケーションに必要な日本語学習支援な どに取り組むほか、外国人市民を戸別訪問すること等により、外国人市民のニーズ・生 活実態や地域課題等の把握、地域活動への参画の働きかけなどを行います。

☆多文化交流拠点施設の整備

現在のサロンについては、かねてよりスペース不足が課題となっていることから、日本人市民と外国人市民の相互交流や、多文化共生のまちづくりの拠点となる施設を新たに整備し、日本人市民と外国人市民が、お互いに「顔の見える関係」を作るきっかけとなる場の提供などを進めていきます。

主な取組

サロンにおいて、笹川地区に住む日本人市民と外国人市民との交流や、日本の社会や文化に対する外国人市民の理解の促進、地域におけるコミュニケーションに必要な日本語学習支援に取り組みます。

また、より地域に身近な場所で現状や課題を迅速に把握し、柔軟な対応や活動ができるよう多文化共生コーディネーターをサロンに配置し、戸別訪問等により外国人市民のニーズ・生活実態、地域課題等を把握するとともに、自治会加入や地域活動への参画の働きかけなどを行います。

さらに、日本人市民と外国人市民との相互交流や地域づくりの場をより充実させる ため、多文化共生のための新しい拠点の整備に取り組みます。

四日市市多文化共生推進プラン

発 行:四日市市

発行年月:令和4年3月

編 集:四日市市 市民生活課 多文化共生推進室

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

電話:059-354-8114 FAX:059-354-8316 Eメール:kyouseisuishin@city.yokkaichi.mie.jp